

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される『**長野県最低賃金**』が2023年10月1日から下記の通りに改定されました。

2023年9月30日まで ・ ・ ・ 908円

↓

2023年10月1日から ・ ・ ・ 948円

対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

なお、長野県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最低賃金法第4条違反として処罰されることがありますのでご注意ください。